

## 令和7年度第1回 奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会議事概要

### 1 日時

令和7年10月30日（木）午後3時から午後4時30分まで

### 2 場所

修徳ビル 中会議室

### 3 出席者

（委員）

仁木委員長、今治委員、植田委員、宇野委員、熊谷委員

（県）

県土マネジメント部 安井部長、大澤次長、六車防災政策官

喜多仲建設産業課長、小山技術管理課参事

### 4 議事

（1）入札契約制度改革の方向性について

事務局から資料について説明し、意見交換を行った。

### 5 主な発言

（1）検討事項1：建設工事の制度改定後の状況

- ・制度改定により、低入札価格調査基準価格の事後公表が導入されたことで、業者の応札価格にばらつきが生じ、競争が活性化している。
- ・総合評価落札方式について、企業チャレンジ評価型では、入札初参加者が増加し、近年受注実績のない業者の落札も複数確認されている。
- ・総合評価落札方式の技術提案評価型から企業技術者評価型への移行により、事務の効率化が期待される。
- ・制度改定による不調の増加や情報漏えいは発生しておらず、一定の効果が見られる。一方で、事後公表により業者が慎重な見積を求められるようになり、積算誤りの指摘による入札中止の事例も出ている。
- ・奈良県の積算誤りが業者から指摘されるケースもあり、発注者の積算の正確性が求められている。今後、予定価格の事後公表については、県の積算精度や業者の見積能力を注視しながら、慎重に検討すべき。
- ・低入札価格調査基準価格の事後公表により、応札価格のばらつきが生じ、一定の効果があると認識。
- ・総合評価落札方式の企業チャレンジ評価型の入札は好意的に受け止めている。

- ・総合評価落札方式の企業技術者評価型の実施に関しても懸念はなく、概ね良好。
- ・業者の見積能力向上が期待されるため、予定価格の事後公表は準備を整えた上での導入が望ましい。
- ・現状、総合評価落札方式を適用する工事に関する低入札価格調査基準価格の事後公表の制度はうまく機能しており、入札不調や応札者の偏りも見られない。
- ・ゆくゆくは国の方針に沿って、予定価格の事後公表を目指すべきだが、業者の見積能力向上と県側の積算精度向上が必要。県においても取り組みを進められることが望ましい。
- ・総合評価落札方式の企業チャレンジ評価型により初参加者が増加しているが、改定からまだ1年が経過したところ。工事件数が少なく、効果の評価については断言できない。
- ・事後公表のメリットとして見積能力の向上や価格競争の促進があるが、現状は25%が低入札価格調査基準価格を下回った結果、失格になっている。見積能力はすぐには向上しないので、もう少し時間がかかる。継続して様子見していくことが望ましい。
- ・情報漏えい対策として奈良県が電子入札システムや受付場所の限定などに取り組んでいる。情報漏えいの懸念は現時点では見られないが、表に出ていないだけの可能性もあることを肝に銘じるべき。引き続き対策の徹底が必要。
- ・事後公表により競争性が向上している。
- ・資料によると、1%以上の価格差がある入札が増加傾向にあり、品質確保と利益確保の両立が期待される。
- ・工事品質や工事成績への影響について今後の調査が必要である。
- ・積算誤りについてはシステム改修など、チェック体制の強化が重要。
- ・予定価格の事後公表は全体的な流れであるが、技術力を付けて競争性を高めたいと考えているかどうかなど業者がどのように考えるかも参考に検討を。
- ・不正防止体制との両輪で運用すべき。

## （２） 検討事項２：建設工事関連委託の価格公表時期について

- ・建設工事関連委託についても、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の事後公表への移行については、国の方針に沿った改定であり、合理性がある。
- ・建設工事での制度改定が一定の効果を上げていると推測。建設工事関連委託でも事後公表への移行は妥当と考える。
- ・建設工事関連委託の積算内容は工事に比べて容易であるとのことなので、積算誤りの発生率も低いと推測される。
- ・ダンピングや品質確保の懸念については、他府県の事例を参考に奈良県に適した対策を検討していく必要がある。
- ・予定価格の事後公表については、昨年6月に実施した建設工事における低入札価格調

査基準価格の事後公表で、違算の発生等の課題が顕在化しているため、慎重に検討すべき。しばらく様子を見ても良いのではと思う。

- ・最低制限価格および低入札価格調査基準価格の事後公表は段階的に進めるべき。
- ・委託業務は人材の能力や資格に依存するため、入札時の提案人員の配置確認も重要である。
- ・予定価格の事後公表は拙速に進めるべきではなく、まずは最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の事後公表の運用を通じて課題を洗い出すべき。
- ・奈良県内外の業者の競争力向上を促すためにも、まずは技術力の大きな業者から段階的に制度を拡大していくことが望ましい。
- ・県の現在の方向性に異論はない。
- ・総合評価落札方式において、低入札価格調査基準価格を下回る入札に対する評価点の調整については検討する方向でよいのではないか。
- ・予定価格 1000 万円以上と未満で総合評価落札方式と価格競争制度が分かれているが、コンサル業務では人件費が大きな割合を占めており、コスト上昇している。
- ・今後、低入札価格調査に該当する案件が増加する場合は、発注金額基準の再検討も視野にいれてはどうか。
- ・積算内容が容易であり個人の能力に依存する委託業務では、予定価格の事後公表の導入についても少しずつ検討すべきであるが、工事の状況を見ながら進めるべき。
- ・低入札価格調査の件数が増加する場合、事務コストの増加が懸念されるため、品質の確保と併せて実施体制の検討も必要。
- ・他府県よりも総合評価落札方式の採用件数が多く、今後の増加に備えた対応が求められる。
- ・県の方向性に基本的に賛成。
- ・委託業務では人材の配置が重要であり、人件費の高騰も考慮すべき。
- ・低入札価格調査基準価格を設定する総合評価落札方式の該当件数が多くなれば、制度運用にかかる負荷にも注意が必要。
- ・制度改定にあたっては、業界の意向も踏まえた検討が望ましい。